

強化チーム選考規程

第1条（目的）

公益社団法人日本カーリング協会（以下「JCA」という）は、カーリング競技の健全な普及・発展を図るため、強化すべきチームを指定し、世界における主要な大会において栄えある成績を収めることを目的として本規程を定める。

第2条（強化チームのカテゴリー）

1. 強化チームのカテゴリーは、エリート強化チーム、学生強化チーム、ネクストエリート強化チーム、ジュニア強化チーム、ユースオリンピック強化チームのカテゴリーとし、強化チーム1チームの構成は、男子および女子では4名あるいは5名、ミックスダブルス（以下、「MD」とする）では2名、ミックスは4名の選手とする。
2. エリート強化チームは、オリンピック冬季競技大会（以下「OWG」とする）及び世界カーリング選手権大会（以下、「WCC」とする）を目指して強化するチームであり、男子、女子、MDのカテゴリーごとに、A指定1チーム、B指定1チーム、C指定3チームを上限として指定することができる。
3. 学生強化チームは、FISU 冬季ワールドユニバーシティゲームズ（以下「WUG」とする）を目指して強化するチームであり、男子、女子、MDのカテゴリーごとに、A指定、B指定合計2チームを上限として指定することができる（WUG代表候補を含む）。
4. ネクストエリート強化チームは次々回以降のOWGを目指して強化するチームであり、男子、女子、MDのカテゴリーごとに2チームを指定することができる。
5. ジュニア強化チームは、世界ジュニアカーリング選手権大会（以下、「WJCC」とする）を目指して強化するチームであり、男子、女子のカテゴリーごとに、A指定1チーム、B指定1チーム、C指定2チームを上限として指定することができる。
6. ユースオリンピック強化チームは、ユースオリンピック冬季競技大会（以下「YOG」とする）を目指して強化するチームであり、ミックス、MDのカテゴリーごとに1チームを指定することができる。

第3条（強化チームの選考）

1. 対象チームからの申請あるいはチームが所属するJCA加盟協会からの推薦に基づき、JCA強化戦略プランに沿った活動を行うことができるチームを強化委員会において決定し、理事会で承認する。
 - ① エリート強化チームA（男子・女子・MD）強化委員会の定めるチームパフォーマンス最上位チーム（別表1）
 - ② エリート強化チームB（男子・女子・MD）直近の日本カーリング選手権大会（以下「JCC」とする）あるいは日本ミックスダブルスカーリング選手権大会（以下、「JMDCC」とする）優勝または最上位チーム。ただし、エリート強化チームAを除く。
 - ③ エリート強化チームC（男子・女子・MD）JCA加盟協会からの推薦を基に強化委員会が定め

る基準（別表2）により選考したチーム

- ④ 学生強化チーム（男子・女子・MD） 日本代表選考規程により決定したチームおよびJCA 加盟協会からの推薦を基に強化委員会が定める基準（別表2）により選考した WUG 出場資格を満たしたチーム
 - ⑤ ネクストエリート強化チーム（男子・女子・MD） 決定時に 25 歳以下のチームであり、JCA 加盟協会からの推薦を基に強化委員会 が定める基準（別表2）により選考したチーム。ただし、男子・女子・MD のカテゴリーの各 1 チームについては、強化委員会が定める選考会において選考することができる。
 - ⑥ ジュニア強化チーム（男子・女子） 直近の日本ジュニアカーリング選手権大会（JJCC）上位チーム
 - ⑦ ユースオリンピック強化チーム（ミックス・MD） 日本代表選考規程により決定したチーム
2. 前項各号のうち、直近の活動成績を基準としている場合において、当該成績を挙げた時点と申請・推薦時における選手構成が異なる場合は、強化委員会における決定の際に別途考慮する。

第4条（強化チームの強化指定期間）

1. 強化指定期間は、原則として6月1日から翌年5月31日までとする。ただし、第6条1項、ならびに2項、第7条に該当する場合はこの限りではない。チームパフォーマンスに係る日本選手権大会の開催時期によっては、指定期間を変更する場合がある。
2. 第5条第3項による公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」とする。）オリンピック強化指定選手および同条第4項による JOC オリンピックネクスト強化指定選手の指定期間は、JOC の定めによる。

第5条（強化費およびハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」とする）登録）

1. 強化チームは強化合宿等において強化費の補助を受けることができる。強化委員会はカテゴリーに応じた強化費の配分を決定する。
2. 強化チームは HPSC およびナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点等への登録を行う。
3. エリート強化チーム A、B に所属する選手は、JCA から JOC オリンピック強化指定選手として登録を行う。
4. ネクストエリート強化チームに所属する選手は、JCA から JOC オリンピックネクスト強化指定選手として登録を行う。該当するチームがない場合は、学生強化チーム A またはジュニア強化チーム A のいずれかに所属する選手を強化委員会において決定し、登録する。

第6条（チーム構成選手の変更）

1. 男子、女子の強化チームの決定後の構成選手の変更については、決定時の構成選手を少なくとも3名を残しつつ、最大2名の変更を認める。変更する選手はチームにより選択することができる。変更する場合は、強化委員会に届け出ること。
ただし、エリート強化チームについて、新たに加える選手が以下のいずれかに該当しない場合は、当該選手を強化費の補助対象としない。

①JCC 出場（直近2大会）

②JJCC3位以内（直近2大会）

③日本代表経験者（OWG（男子・女子・MD）、WCC（男子・女子・MD・ジュニア）、WUG、YOG）

2. 学生強化チームおよびユースオリンピック強化チームは、強化委員会の決定により構成選手を変更することができる。
3. MDの強化チームは決定後の選手の変更を認めない。

第7条（強化指定の解除）

強化チームについて特別の事情がある場合には、強化委員会の決議および理事会の決定により強化指定を解除することができる。

第8条（遵守事項）

強化チームのメンバー（選手およびスタッフ）は、JCAの定める「日本代表及び強化選手行動規程」に従うことを理解し誓約書を提出する。

第9条（不服申立て）

- 1 強化指定に不服がある場合は、対象者はコンプライアンス委員会に対して、決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。
対象者本人より決定に対する不服申立てがあったときは、コンプライアンス委員長は不服審査会を招集し、その申立てを審査しなければならない。
- 2 前項に拘らず、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決される。
尚、日本スポーツ仲裁機構に不服申立ての手続きをした場合、コンプライアンス委員会への不服申立ては失効する。

第10条（規程の変更他）

- 1 この規程の変更は、強化委員会の決定後、理事会の承認による。
- 2 本規程に定めのない事項については、理事会で定めるものとする。

（付則）

1. この規程は、令和5（2023）年3月より施行する。
2. 令和5年度（2023年）強化チーム選考に当たっては、
別表2 1 前年度競技実績の内3海外ツアー大会4国内ツアー大会は適用しない。

令和5年8月5日 改訂 同日施行

令和5年10月26日 改訂 同日施行

令和6年3月5日 改訂 同日施行

令和6年5月11日 改訂 同日施行